

屋外広告物許可期間の更新手続の方法

許可期間満了後も、屋外広告物を引き続き表示・設置される場合は、許可期間の更新が必要です。

許可期間の更新を行わない場合は、すみやかに屋外広告物を除却し、屋外広告物除却(滅失)届を提出してください。(既に屋外広告物が滅失している場合にも、同様に提出してください。)屋外広告物除却(滅失)届はまちづくり指導課(都市景観指導室)ホームページで配布しています。また、除却した屋外広告物が道路占用許可を受けている場合は、道路管理者に廃止届を提出してください。

なお、許可期間の更新を行わず、許可期間満了後も屋外広告物を表示・設置している場合は、違反広告物となりますので、念のため申し添えます。

●申請必要書類

申請書は姫路市まちづくり指導課ホームページよりダウンロードして下さい。

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000007092.html>

屋外広告物許可等申請書 2部(正本・副本) ※以下の書類それぞれ各2部必要です

屋外広告物点検結果表

※地上から屋外広告物上端までの高さが4mを超えるもので、設置から8年を経過しているものは、有資格者による点検が必要です。詳細は別紙「令和6年4月1日より 屋外広告物の有資格者による点検が義務化されます」をご参照下さい。

委任状(広告主が申請手続を代理者に委任する場合のみ必要)

付近見取図

掲出されている全ての広告物と、建物・敷地全体がわかるカラー写真
(3ヶ月以内に撮影 A4サイズの台帳に貼付)

その他(道路占用許可書の写しなど)

※ 前回申請の屋外広告物のほか、現在敷地内に表示・設置されている全ての屋外広告物が申請の対象となります。前回申請のもの以外の屋外広告物がある場合は、以下の書類を添付してください。

意匠、色彩、寸法、表示面積、表示・設置場所等が明記された図面

●提出期限

許可期間が1か月を超える広告物については、その期間が満了する日の30日前までに、屋外広告物許可等申請書をご提出下さい。

●提出方法

直接窓口へ持参していただくか、郵送による送付で受付と致します。

※ 郵送の場合、納付書送付用の返信用封筒(切手を貼付した定形封筒)と、申請書に関する問い合わせをする場合があるため名刺等問い合わせ先が分かるものを必ず同封してください。

また、前回許可時から変更・追加等がある場合や、申請書に空欄がある、添付書類が不足しているなど申請内容に不備がある場合などは、郵送された申請書を返送いたします。

●手数料

許可期間の更新には、表示・設置する屋外広告物の数量・面積に応じた申請手数料がかかります。

許可申請の受付後に納付書を発行しますので、姫路市役所本庁舎1階の三井住友銀行姫路市役所出張所のほか、最寄りの姫路市指定金融機関等で納付してください。